

指 示

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

岩手県知事  
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項に基づく平成 2 4 年 5 月 1 8 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 岩手県盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町及び山田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 岩手県盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市及び住田町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 岩手県一関市、奥州市及び住田町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 岩手県一関市及び奥州市において産出されたせり（野生のものに限る。）に

ついて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

5. 岩手県陸前高田市及び奥州市において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたまだらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
7. 磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
8. 岩手県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
9. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場へのお荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

(参考)

## 指 示

平成24年5月18日

岩手県知事  
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年5月16日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 岩手県盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町及び山田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 岩手県盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市及び住田町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 岩手県一関市、奥州市及び住田町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 岩手県陸前高田市及び奥州市において産出されたわらび（野生のものに限

る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

5. 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたまだらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
6. 磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
7. 岩手県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
8. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場へのお荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。